

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の新しい被保険者証は、7月末日までに書留で郵送します。(被保険者証が届かなかった場合は、住民課国保年金班へご連絡ください)

被保険者証は1人1枚となっておりますので、届きましたら家族全員分の被保険者証があるか、住所・氏名等記載内容に誤りがないかを確認してください。

社会保険などの健康保険に加入された方がいるときは、国保の資格喪失手続きが必要となります。

社会保険被保険者証がすぐ交付されないからといって国民健康保険証を使用すると、保険分を返還していただく場合もありますので、社会保険に加入したら必ず喪失手続きを行ってください。(国民健康保険の資格は社会保険加入時に遡って喪失となります)

- ◎**手続きに必要なもの**
- ・他の健康保険から交付された被保険者証
 - ・国民健康保険の被保険者証
 - ・印かん

被保険者証をなくしてしまったとき

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができます。

◎手続きに必要なもの

- ・本人確認のできる証明書(運転免許証など)
- ・印かん

臓器提供意思表示欄

被保険者証の裏面に臓器提供意思表示欄が設けられています。移植を待ちながら病気と闘っている方に、健康な臓器を提供できれば多くの命を助けることができます。臓器提供について考え、家族と話し合い、みなさんの意思表示をしておきましょう。

提供できる臓器は、脳全体が働かなくなってしまう脳死の場合と、心臓が停止した心臓死の場合で、それぞれ決められています。15歳未満の方は、家族の方の書面での承諾により臓器提供が可能になります。記入は任意で、義務づけられるものではありません。記入された場合は同封の臓器提供意思表示保護シールを貼り付けてご使用ください。一度記入した内容を変更・取消したい場合には、2重線などを引いて訂正・削除できます。

※臓器移植に関する質問・問い合わせは、(社)日本臓器移植ネットワーク(☎0120(78)1069)へお願ひします。

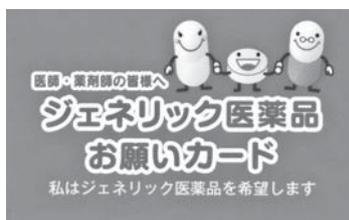


ジェネリック医薬品を活用しましょう!

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

◎ジェネリック医薬品をお願いカードをご利用ください。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師や薬剤師に相談してください。言い出しにくいときは、「ジェネリック医薬品をお願いカード」を提示しましょう。



※新たに「ジェネリック医薬品をお願いカード」をご希望される方は、住民課国保年金班へお越しください。(現在カードをお持ちの方は、そのままお使いいただけます) ※すべての薬にジェネリック

医薬品があるわけではなく、医師の治療方針や、薬局の在庫等によりジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

高齢受給者証が更新されます

高齢受給者証は、70歳から74歳までの方(後期高齢者医療の適用を受ける方を除く)に1割(現役並みの所得のある方は3割)の自己負担割合を記載して交付しています。

8月からの高齢受給者証は、被保険者証と一緒に同封して郵送しますので、ご確認をお願いいたします。有効期限は、平成25年3月31日です。

※高齢受給者証には「2割(平成25年3月31日まで1割)」または「3割」と記載されています。「2割(平成25年3月31日まで1割)」と記載のある方は()内の負担割合が適用されるため、1割の自己負担でお医者さんにかかることができますので、「被保険者証」と「高齢受給者証」を必ず提示してください。